

十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金のよくある質問

令和4年4月1日

※これまでご質問が多かった手続きの疑問点などをまとめたものです。このほかにも条件や疑問点がありましたら、エネルギー政策課エネルギー政策係（757-3198）までお問い合わせください。

■補助対象要件について		
No.	質問	回答
1	補助金の申請前に機器の購入（又は工事）をした場合は、対象となりますか？	対象になりません。 補助金を受給するためには、対象機器の購入及び工事着手の前に、市が発行する交付決定通知書が交付されている必要があります。工事前に余裕を持って交付申請書を提出してください。 （交付要綱第7条）
2	3月31日（年度内）までに工事が完了しなくても大丈夫ですか？	工事が完了し、3月10日までに実績報告書が提出できることが条件です。 万が一、交付決定を受けた工事が完了せず3月10日までに実績報告書が提出できない場合は、交付決定を取り消すこととなります。 （交付要綱第2条第1項（6）、第9条第2項）
3	市外の施工業者に工事（機器等の販売を含む）を依頼した場合、対象になりますか？	平成30年度から 補助対象としています。
4	過去に補助金で設置した機器が古くなり交換したいのですが、補助金の対象になりますか？また、増設する場合に増設分も再度補助金の対象になりますか？	いずれの場合も 対象になりません。 対象となるのは、過去に補助金を受給して設置した機器とは別の機器を設置する case に限ります。 例）ペレットストーブ→太陽光発電は対象 （交付要綱第2条第1項（8））
5	他の補助金との併用は可能ですか？	受給可能です。 ただし、国の補助金など他の補助金と併用する場合は、市に相談してください。
6	機器の設置場所は、工場や倉庫でも対象になりますか？	対象になります。 設置場所の対象範囲は、住宅・店舗・事務所・工場・倉庫・物置・車庫などの屋根や壁で、自家消費又は余剰発電するものに限りません。
■交付申請書類について		
No.	質問	回答
1	申請は各支所でもできますか？	申請窓口は本庁舎（千歳町3-3）の3階エネルギー政策課となります。
2	新築の場合は、経費内訳書または見積書はどのように準備すればよいですか？	補助対象工事の額が分かる経費内訳書または見積書を作成してください。
3	仕様が分かる書類（カタログ等）とほどこまで準備すればよいですか？	機器により以下の書類を提出して下さい。 【太陽光発電】 パネル・パワコン等の製品カタログ、工事図面（パネル設置箇所、枚数の分かる図面） 【地中熱利用】 ヒートポンプユニット等の製品カタログ、工事図面（システムの諸元が分かる設備図等） 【木質バイオマスストーブ等】 製品カタログ（二次燃焼機能が分かるもの） 【定置用蓄電池】 製品カタログ（蓄電容量がわかるもの及び太陽光発電と接続することがわかるシステム図など）
4	新築のためまだ更地なのですが、着手前の写真は必要ですか？	必要です。 更地の状態のものを提出してください。実績報告書には、機器設置前と設置後が対比できる写真を提出してください。 （交付要綱第5条第1項（3））
5	市税の未納がないことを証明する書類は納税証明書でよいですか？	納税証明書では受付できません。 ホームページに掲載している納税証明請求書に住所、氏名を記載し、 市税務課で証明印を受けたものを提出してください。 （交付要綱第5条第1項（8））
6	申請書類への押印は必要ですか？	不要です。 令和4年度から申請書類（実績報告書兼請求書も含む）への押印は不要としています。

■交付申請書類について（つづき）		
No.	質問	回答
7	住民票や納税証明請求書は本人ではなく、手続きを依頼する施工業者でも取得できますか？	取得できません。 ただし、委任状が必要となります。 本庁の場合、住民票は市民課、納税証明請求書は税務課が窓口となります。
8	「住民票の写し」は、コピーで良いですか？	コピーでは受付できません。 市窓口やコンビニで交付を受けたものが「住民票の写し」です。そのままご提出ください。
9	位置図は必要ですか？どのようなものを提出すればよいですか？	必要です。 位置図は設置する所在地が分かる地図（住宅明細図やインターネット掲載の地図など）を提出してください。（交付要綱第5条第1項（4））
10	太陽光と地中熱利用設備を一緒に設置する場合の補助はどうなりますか？	機器が異なるため以下のとおりとなります。 【補助金受給可能額】 太陽光（上限100万円）＋地中熱利用設備（上限80万円）＝最大180万円 【申請書】 1枚の申請書に必要事項を記載してください。（機器毎に申請書を分けて作成する必要はありません） 機器毎に補助金の計算をしますので、太陽光は出力、地中熱利用は経費が分かる内訳書をそれぞれ提出してください。
11	新築に合わせて機器を設置する場合、工事の予定期間はどのようにすればよいですか？	機器の設置工事に係る予定期間としてください。なお、実績報告は事業完了後1ヶ月以内か申請年度の3月10日のいずれか早い日までに提出する必要がありますが、全ての工事が完了しないと補助対象工事の支払いができない場合は、ご相談ください。
12	新築に合わせて機器を設置する場合の総事業費は、新築全体または対象機器に係る分のどちらを記載すればよいですか？	実績報告時は、提出いただく領収書の金額と総事業費又は補助対象事業費が一致しているかを確認するため、施工業者が発行する領収書がどちらになるか確認のうえ記載してください。
■木質バイオマスストーブ等について		
No.	質問	回答
1	同一年度に2台設置する場合の補助金はどのようになりますか？（ペレットストーブと薪ストーブの1台ずつの設置も含む）	2台設置するために必要な経費が補助対象経費となり、3分の1を乗じた額のうち15万円を上限とした交付金額となります。
2	申請年度を分けて複数台設置する場合はどうなりますか？	年度を分けて1台ずつ申請しても、同一申請者が過年度と同様の機器の補助金を受給することはできませんので、初年度の1台の設置に係る経費で計算することになります。（交付要綱第2条第1項（8））
3	ペレット燃料は何を使ってもいいのですか？	木質由来のペレットのみとなりますが、ペレット燃料のメーカー指定はしていません。 ただし、機器の性能に適した品質のペレットを使用してください。詳しくは設置業者へお問い合わせください。
4	ペレットストーブを薪ストーブに取り替える場合、補助の対象になりますか？	過去に、市の補助金を利用して設置したペレットストーブを薪ストーブに取り替える場合は、補助金の申請はできません。 取り替えにあたり、初めての補助金利用であれば受給可能です。薪ストーブからペレットストーブへの取り替えも同様です。
■太陽光発電について		
No.	質問	回答
1	全量売電は対象になりますか？	対象になりません。 対象となるのは、全量を自己で消費するか、その余剰を売電する場合のみとなります。（交付要綱第3条別表第1第3条）

■太陽光発電について		
No.	質問	回答
2	融雪機能付きのパネルを導入する場合、 克雪補助金の受給も可能ですか？	受給が可能となる場合がありますので、都市計画課建築住宅係にお問い合わせください。(025-757-9935)
3	蓄電池と併用したシステムにしたいのですが、蓄電池は補助対象になりますか？	対象になります。 令和3年度から蓄電池を補助対象としています。
4	太陽光発電と蓄電池を同時設置する場合の補助はどうなりますか？	機器が異なるため以下のとおりとなります。 【補助金受給可能額】 太陽光(上限100万円)+蓄電池設備(上限20万円)=最大120万円 【申請書】 1枚の申請書に必要事項を記載してください。(機器毎に申請書を分けて作成する必要はありません) 機器毎に補助金の計算をしますので、太陽光は出力、定置用蓄電池は経費が分かる内訳書をそれぞれ提出してください。
5	交付決定後に太陽光発電の出力を変更する場合、どのような手続きが必要ですか？	出力変更により交付決定額に変更が生じる場合、変更交付申請書の提出が必要となります。変更交付申請書を受領後、審査を行い、適当と認められた場合、変更交付決定をしますが、出力増の場合、変更交付決定時点の予算残額によっては満額交付できない場合があります。
■定置用蓄電池について		
No.	質問	回答
1	蓄電池の申請をしたいのですが、なにか要件はありますか？	以下の要件を全て満たすことが必要です。 ①新設又は既設の太陽光発電設備と接続する者 ②固定価格買取制度における買取契約の締結をしていない者又は固定価格買取制度における買取期間を満了し、変更認定申請を行った者
2	蓄電池を設置し、太陽光発電の余剰電力をFIT売電(固定価格買取制度)する場合、蓄電池は対象となりますか？	対象になりません。 ただし、FIT売電以外の市場価格で売電する場合は対象となります。
3	可搬式の蓄電池も対象ですか？	対象ではありません。 以下の要件を全て満たす定置用蓄電池が対象となります。 ①家屋の屋根等に設置した太陽光発電から発電した電力を蓄電するもの ②家屋又は敷地内に容易に取り外すことが困難な状態で固定するもの
4	蓄電池を申請する場合、どのような書類が必要ですか？	他の申請書類に加えて、以下の書類が必要です。 ①定置用蓄電池の要件を満たすことの誓約書(市ホームページ掲載の参考様式) ②既設の太陽光発電と接続する場合は、太陽光発電の設置状況がわかる写真
5	太陽光発電と接続せずに、蓄電池だけを使用する場合も対象になりますか？	対象になりません。 太陽光発電と接続する場合のみ対象となります。
■地中熱利用について		
No.	質問	回答
1	オープンループ式の地中熱設備は対象になりませんか？	対象になります。 ただし、地下水の採取がないものであるか、採取する場合は地中に還元する設備を併設したものに限ります。(交付要綱別表第1)
2	空調、融雪どちらも対象ですか？	いずれも対象になります。 地中から取り出した熱で熱交換を行い、冷暖房、給湯、融雪、凍結防止のために利用するものであれば対象となります。(交付要綱別表第1)

■工事内容の変更について																									
No.	質問	回答																							
1	交付決定後に工事内容を変更する場合、どのような手続きが必要ですか？	工事内容の変更に伴い 補助対象機器の変更や交付申請額が増減する場合、変更交付申請書の提出が必要 です。変更が生じた時点で速やかにエネルギー政策課までご連絡ください。（軽微な変更の場合手続きは不要です）																							
3	補助金変更交付申請書の提出は工事着工後でもよいですか？	工事着工前に提出してください。 工事着工後に変更が生じた場合は、変更が生じた時点で速やかに変更内容についてエネルギー政策課までご連絡ください。																							
■実績報告について																									
No.	質問	回答																							
1	実績報告書兼請求書はいつまでに提出しなければならないのですか？	実績報告書兼請求書は、 工事の完了後（設置日または業者発行の領収日のうち遅い日）1ヶ月以内か申請年度の3月10日のいずれか早い日まで に、添付書類一式を添えてエネルギー政策課窓口まで提出してください。 (例) 完了が1月15日→締切2月15日 完了が2月28日→締切3月10日 完了が3月11日→交付決定の取り消し ※土日の場合は直前の開庁日まで																							
2	転入または新築により、住所が申請時と異なるのですが、どちらの住所を記載すればよいですか？	新住所で実績報告をしてください。																							
3	転入なのですが、実績報告までに住民票を移さなければいけませんか？	新住所の住民票が必要です。 転入の場合は、実績報告時に新住所の住民票の提出を義務付けています。 (交付要綱第5条第1項(7)ア)																							
4	写真はどのようなものを添付すればよいですか？	補助対象経費に係る主要な機器の設置後の写真を添付してください。																							
5	太陽光の電力需給契約書の写しは必要ですか？	提出不要です。																							
6	領収書の金額は、補助対象事業費と一致するものでなければいけませんか？	一致するものがが必要です。 総事業費又は補助対象事業費のどちらかが確認できるものを提出してください。																							
7	施工業者から領収書が発行されない場合はどのようにすればよいですか？	契約金額と一致する銀行等の振込納付書の写しを提出してください。																							
■その他																									
No.	質問	回答																							
1	処分や譲渡等する場合、なにか制約がありますか？	法定耐用年数内に処分等する場合、補助金の返還を求める場合があります。機器ごとの法定耐用年数は以下の期間となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象機器区分</th> <th>対象機器</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太陽光発電システム</td> <td>太陽光パネル</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>パワーコンディショナー</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定置用蓄電池</td> <td>定置用蓄電池</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>ヒートポンプ</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地中熱利用</td> <td>室内機</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木質バイオマスストーブ等</td> <td>ストーブ</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>ボイラー</td> <td>13年</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象機器区分	対象機器	年数	太陽光発電システム	太陽光パネル	17年	パワーコンディショナー	17年	定置用蓄電池	定置用蓄電池	6年	ヒートポンプ	6年	地中熱利用	室内機	6年	熱交換器	15年	木質バイオマスストーブ等	ストーブ	6年	ボイラー	13年
補助対象機器区分	対象機器	年数																							
太陽光発電システム	太陽光パネル	17年																							
	パワーコンディショナー	17年																							
定置用蓄電池	定置用蓄電池	6年																							
	ヒートポンプ	6年																							
地中熱利用	室内機	6年																							
	熱交換器	15年																							
木質バイオマスストーブ等	ストーブ	6年																							
	ボイラー	13年																							
2	補助金の振込みはいつ頃になりますか？	提出していただいた実績報告書兼請求書を審査し、不備等がなければ提出していただいてから概ね2週間後の振込みとなります。																							
3	振込み先は申請者以外の者でもよいですか？	振込み先は申請者のみです。 振込み先を申請者以外に希望する場合、事前にご相談ください。																							